

スマートフォン決済サービスを拡充します

市税などの納付に利用できるスマートフォン決済サービスに、令和5年4月から「d払い」と「au-PAY」を追加します。

■開始日 令和5年4月1日

■利用できる決済サービス

- ・「d払い」と「au-PAY」を追加し、既に導入済みの「PayPay」、「LINE Pay」、「PayB」の合わせて5つのスマートフォン決済サービスが利用可能となります。

■対象

- ・市県民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料(普通徴収)、介護保険料(普通徴収)、上下水道料金、学校給食費のうち、1件あたりの納付額が30万円を超えないもの。

■サービス拡充による効果

- ・新たに追加するサービスは利用者数が多く、外出せず自宅に居ながら24時間納付可能となるため利便性が向上する。
- ・ポイント還元率やライフスタイルによって収納方法を選択でき、利用者の選択肢が広がる。
- ・収納環境がより整備されることで、納期内納付者の増加が期待できる。

■その他

- ・学校給食費については、令和5年度からの完全公会計化に合わせて、令和5年4月から始まる5つのスマートフォン決済サービスのほか、コンビニエンスストア収納サービスが利用可能となります。
- ・令和5年1月から、保育料及び副食費の納付について、スマートフォン決済サービス(PayBのみ)とコンビニエンスストア収納サービスを開始しました。

<対象>

- ・公立保育園と認定こども園の保育料及び副食費
- ・私立保育園の保育料

<対象外>

- ・私立保育園が直接徴収している副食費
- ・私立認定こども園が直接徴収している保育料及び副食費

お問い合わせ先

総務部 税務課 債権管理係 担当者：吉村

電話：0573-66-1111（内線145）

教育委員会事務局 学校教育課 担当者：佐藤

電話：0573-66-1111（内線4232）

教育委員会事務局 幼児教育課 担当者：早川

電話：0573-66-1111（内線4223）